

市第13号議案

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年5月17日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年3月横浜市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第12条第1項第4号の動物取扱業者」を「第12条第1項第3号に規定する第一種動物取扱業者（以下「第一種動物取扱業者」という。）又は法第24条の3第1項に規定する第二種動物取扱業者」に改め、「）は」の次に「、法第8条第1項の動物の販売を業として行う者を除き」を加え、「購入者」を「譲受者」に改める。

第7条第1項中「第4号」を「第3号」に、「第6号」を「第5号」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「又は動物」を「、動物」に改め、「毛」の次に「又は多数の昆虫の発生」を加え、同号を同項第3号とし、同項第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条中「第21条第1項」の次に「（法第24条の4において準用する場合を含む。）」を加え、同条第2号中「第10条第2項第6号」の次に「又は第24条の2」を加え、同条第9号中「従業員」を「

従事者」に改める。

第11条第2号及び第13条中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改める。

第16条の見出し中「ねこ」を「猫」に改め、同条第1項中「第35条第1項又は第2項」を「第35条第1項本文（同条第3項において準用する場合を含む。次条において同じ。）」に、「ねこの引取りを求められたときは、やむを得ない理由があると認めるときに限り、これを引き取るものとする。この場合において、市長は」を「猫を引き取る場合は」に、「ねこを」を「猫を」に改め、同条第2項中「第35条第2項」を「第35条第3項」に、「ねこ」を「猫」に改め、同条第3項中「第35条第1項」を「第35条第1項本文」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第16条の2中「第35条第1項若しくは第2項」を「第35条第1項本文」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第17条第1項中「第1項第7号」を「第1項第6号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第25条第1項の規定に基づく勧告ができる場合にあっては、この限りでない。

第19条第1項第1号及び第2号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同項第5号中「第35条第1項」を「第35条第1項本文」に、「ねこ」を「猫」に改め、同項第6号中「第35条第2項」を「第35条第3項」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第25条中「第6号」を「第5号」に、「第8号」を「第7号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する勧告、措置命令及び立入調査の実施並びに罰則の適用については、なお従前の例による。

提 案 理 由

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、犬又は猫の引取り等に関する規定の整備等を図るため、横浜市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（動物取扱業者の責務）

第6条 動物取扱業者（法 第12条第1項第3号に規定する第一種動物取扱業者
第12条第1項第4号の動物取扱業者
（以下「第一種動物取扱業者」という。）又は法第24条の3第1項に規定する第二種動物取扱業者をいう。以下同じ。

）は、法第8条第1項の動物の販売を業として行う者を除き、その取り扱う動物の 譲受者、借受者、飼い主等に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるよう努めなければならない。

（動物の飼い主の遵守事項）

第7条 動物の飼い主（第1号から 第3号まで及び 第5号に掲げる事項にあっては、動物取扱業者を除く。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（第1号省略）

(2) 動物が疾病にかかり、又は負傷した場合には速やかに必要な処置を行うこと。

(2) （本文省略）

(3) 動物の鳴き声、動物の排せつ物等による悪臭 動物 から飛散する羽若しくは毛 又は多数の昆虫の発生 により人に迷惑を及ぼすことのないように飼養又は保管をすること。

(4) （本文省略）

(5) （本文省略）

(6) （本文省略）

(6) （本文省略）

(7)

(7)
(8) (本文省略)

(第2項省略)

(動物取扱業者の遵守基準)

第10条 動物取扱業者は、動物（法第10条第1項の動物に限る。以下この条及び次条において同じ。）の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し法第21条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）に規定する基準のほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(第1号省略)

(2) 飼養又は保管をする動物の発育状況、数等に変更を生じたときは、必要に応じて飼養施設（法第10条第2項第6号又は第24条の2の飼養施設をいう。以下同じ。）の改修、増設等を行うこと。

(第3号から第8号まで省略)

(9) 飼養又は保管をする動物の取扱い、飼養施設の衛生管理等の方法については、作業マニュアルを作成するなどして、従事者
従業員全員に周知徹底すること。

(動物取扱責任者の業務)

第11条 法第22条第1項の規定により選任された動物取扱責任者（以下「動物取扱責任者」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

(第1号省略)

(2) 前条の基準を遵守していないと認められるときは、第一種動物取扱業者にその改善を進言すること。

(特定動物の飼養等許可の説明義務)

第13条 特定動物の飼い主は、その特定動物の販売（販売を業として行う第一種動物取扱業者が特定動物を販売する場合を除く。）
動物取扱業者
又は譲渡をしようとするときは、当該特定動物を購入し、又は譲り受けようとする者に対し、当該特定動物の飼養又は保管について法第26条第1項の許可が必要である旨を、書面をもって説明しなければならない。

(犬又は猫
ねこの引取り、譲渡等)

第16条 市長は、法第35条第1項本文（同条第3項において準用す
第35条第1項又は第2項
する場合を含む。次条において同じ。）の規定により犬又は猫を引
ねこ
き取る場合は
引取りを求められたときは、やむを得ない理由があると認めると
きに限り、これを引き取るものとする。この場合において、市長
は、引き取るべき日時及び場所を指定し、かつ、当該犬又は猫を
ねこ
引き取るための必要な指示を与えることができる。

2 市長は、法第35条第3項の規定により犬若しくは猫
ねこを引
取ったとき、又は法第36条第2項の規定により犬、猫
ねこ等の動物を
収容したときは、その旨を規則で定めるところにより公告するも
のとする。

3 市長は、法第35条第1項本文の規定により犬若しくは猫
ねこを引
取ったとき、又は飼い主が前項の公告期間の満了後1日以内に
公告された動物を引き取らないときは、それらの動物について適
正に飼養をすることができる者と認められる者に譲渡することその
他の方法により当該動物を処分することができる。ただし、当該
公告された動物にあつては、その期間内にやむを得ない理由によ
り引き取ることができない飼い主が収容期間の延長について市長

の承認を得たときは、当該承認をした期間が経過するまでは、当該動物を処分することができない。

(第4項省略)

(治療等)

第16条の2 市長は、第14条第1項の規定により野犬等を収容したとき、法第35条第1項本文の規定により犬若しくは猫をねこを引き取ったとき、又は法第36条第2項の規定により犬、猫等の動物を収容したときは、治療その他必要な措置を講ずることができる。

(勧告及び命令)

第17条 市長は、第7条(第1項第6号を除く。)の規定に違反していると認める者に対し、期限を定めて、次に掲げる措置を講ずべきことについて勧告することができる。ただし、法第25条第1項の規定に基づく勧告ができる場合にあつては、この限りでない。

(第1号から第5号まで及び第2項省略)

(手数料)

第19条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額(第4号及び第5号にあつては、これらの号に定める額の範囲内において規則で定める額)の手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第10条第1項の規定により第一種動物取扱業の登録を受けようとする者

第一種動物取扱業の登録申請手数料 1種別につき 15,000

円

- (2) 法第13条第1項の規定により第一種動物取扱業の登録の更新

を受けようとする者

第一種動物取扱業の登録更新申請手数料 1種別につき 10,000円

(第3号及び第4号省略)

- (5) 法第35条第1項本文の規定により犬又は猫の引取りを求め
る者

犬又は猫の引取り手数料 1頭又は1匹につき 4,000円

- (6) 第14条第1項の規定により収容された野犬等、法第35条第3項
第35条第2項の規定により引き取られた犬若しくは猫又は法第36条第2
項の規定により収容された犬、猫等の動物の返還を求める者

犬、猫等の返還手数料

(ア、イ及び第2項から第4項まで省略)

第25条 第17条第2項の規定による命令(第7条第1項第1号から
第5号まで及び第7号並びに第2項第2号及び第4号に係るもの
第6号に限る。)に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。